

「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」の改正（案）に対する意見募集について

平成31年2月1日
公正取引委員会

公正取引委員会は、公正取引委員会、中小企業庁長官及び主務大臣による「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）の執行の統一を図るとともに、法運用の透明性を確保し、違反行為の未然防止に資するため、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」（平成25年9月10日公正取引委員会。以下「消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン」といいます。）を策定し、公表しています。

今般、公正取引委員会は、平成31年10月の消費税率引上げに向けて、消費税転嫁対策特別措置法上の考え方の一層の明確化を図るため、別紙のとおり、消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインを改正することとしました。

つきましては、本改正案（別紙）について、後記のとおり関係各方面から意見を募集いたします。

記

1 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (2) 公正取引委員会のホームページに掲載
- (3) 公正取引委員会事務総局取引部消費税転嫁対策調査室（東京都）、各地方事務所（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市及び福岡市）及び支所（広島市及び高松市）並びに内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（那覇市）において供覧

2 意見提出方法

住所、氏名（法人又は団体の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び意見提出者の氏名）及び連絡先（電話番号、FAX番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局取引部消費税転嫁対策調査室

電話 03-3581-5479（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp>

電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

<電子メールの場合>

電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。

添付ファイルやURLへのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

電子メールアドレス： tenka-gl2019-0-jftc.go.jp

(迷惑メール等防止のため、アドレスの中の「@」を「-0-」としております。電子メールを送信される際は、「@」に置き換えて利用してください。)

(注) 電子メールの件名を「消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン改正案に対する意見」と明記してください。

<FAXの場合>

宛先を「消費税転嫁対策調査室ガイドライン改正担当」と明記してください。

宛先のない意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

FAX番号：03-3581-5508

(注) 送信票の件名に「消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン改正案に対する意見」と明記してください。

<郵送の場合>

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
公正取引委員会事務総局 取引部 消費税転嫁対策調査室
消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン改正担当 宛て

3 意見提出期限

平成31年3月4日(月) 18:00必着

4 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、住所、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた住所、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。

消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン改正（案）のポイント

経緯・趣旨

平成31年10月の消費税率引上げに向けた「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」の策定、軽減税率制度の導入等に伴い、**消費税転嫁対策特別措置法上の考え方を明確化**する観点から、違反事例を追加



改正（案）のポイント

- 「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」（平成30年11月28日公正取引委員会ほか関係省庁連名）の策定を踏まえた考え方の明確化
 - ・ 「10月1日以降〇%値下げ」、「10月1日以降〇%ポイント付与」等と表示したセールの実施に当たって、取引先に対して、その原資を負担させる場合を違反事例として追加（「減額」、「買ったたき」及び「商品購入、役務利用又は利益提供の要請」）
- 軽減税率制度の導入に伴う考え方の明確化
 - ・ 標準税率が適用される商品の対価について、平成31年10月1日以後、軽減税率が適用された場合の対価まで減じる場合（「減額」）や平成31年10月1日前の対価を据え置く場合（「買ったたき」）について、違反事例として追加
 - ・ 転嫁カルテルとして認められない行為の具体例として、「軽減税率の対象品目の対価に標準税率引上げ分を上乗せする旨の決定」を追加
- 過去の事案の蓄積を踏まえた考え方の明確化
 - ・ 公正取引委員会による勧告・指導の中で繰り返し見受けられる違反行為、事業者が問題ないと認識しやすい違反行為として、消費税率引上げ前に税込価格で対価を定めている場合（いわゆる内税取引の場合）に、①そのことを理由として、又は②取引先からの対価引上げの要請や価格交渉の申出がないことを理由として、対価を据え置く場合（「買ったたき」）を追加